

# 第4回滑川市立地適正化計画策定委員会 議事録(要約)

1 開催日時 令和7年10月9日（木） 9時58分～11時33分

2 開催場所 滑川市役所東別館3階大会議室

## 3 出席者

- (1) 滑川市立地適正化計画策定委員会委員（14名）
- (2) 事務局（4名；建設部都市計画主幹、同課長補佐及び同主任並びに産業民生部生活環境課主幹）

## 4 配布資料

- ・次第書
- ・委員名簿
- ・配席図
- ・滑川市ホームページ掲載（A4カラー両面印刷1枚もの）
- ・策定スケジュール（A3カラー片面印刷1枚もの）
- ・資料1-令和7年度（2025年度）まちづくりへの意見交換会  
「滑川市立地適正化計画の策定に向けて」報告  
【確認】居住誘導区域・都市機能誘導区域設定の考え方
- ・資料2-居住誘導及び都市機能誘導施策の設定

## 5 議題

- ・令和7年8月実施のまちづくりへの意見交換会の内容報告
- ・滑川市立地適正化計画の作成途中経過の報告
- ・その他

## 6 会議の概要

（議題を一括して、資料を基に事務局から説明し、質疑応答へ）

### 議題

- ・令和7年8月実施のまちづくりへの意見交換会の内容報告
- ・滑川市立地適正化計画の作成途中経過の報告

**委 員** 住民の方々との意見交換会のなかで、やはりこの立地適正化計画がなぜ必要なのかなっていうのがなかなか浸透しないというケースが結構あります。そういったなかで、今後、全体的な都市マスタープランとコンパクトシティとネットワークとを連携しながらの資料による説明やその説明の仕方の工夫で、例え

ば、「蚊帳の外」という意見に対して、決してそうではないとわかつていただけるのかなと思います。

**事務局** なぜか市の職員と市民の方々との対立構造になっているのではないか、というふうな意見をいただいたところでして、全体的な都市マスタープランとの関連や市民団体の方々のご協力による意見開催の手法もあるのだな、ということで、いまご意見を有難く頂戴したいというふうに考えております。

**委 員** 滑川市は歴史的に、いわゆる街道沿いの両側に古い建物が並んでいて、それが歴史的なまちづくりのはじまりというふうに理解しています。この歴史的な形成過程を経た街並みを保全するほうの観点からも、都市機能誘導区域にて、この街道沿いを観光目線で考える必要があるのかなと思います。

一方で、津波被害のことを考えますと、荒町から常盤町に関しては、街道の両側で高さ一緒ですから、街道沿いは0.3m以下です。都市機能誘導区域の境界の設定としましては、用途地域で言うところのたぶん近隣商業地域に設定されているところで設定していただけるほうが、一番わかりやすい形になるのではないのかなと思います。

**事務局** 都市機能誘導区域ですけれども、前回の資料から橋場町と瀬羽町について、追加し、商業、近隣商業地域の用途地域の境界を以て、都市機能誘導区域とさせていただいております。

旧国道沿いについては、近隣商業の用途がございますので、この用途について境界を以て都市機能誘導区域を設定できないか、ということで考えたいというふうに思っております。

**委 員** 居住誘導区域の考え方で、準工業地域と、工業地域、工業専用地域が除外、とありますけれど、滑川市さんは、旧8号沿いに結構、準工業地域が設定されており、そこに商業施設とかあると思うんですけど、そこを除外で良いのかなと。

準工業地域を居住誘導区域に設定して、さらには都市機能誘導区域に設定しているところもあるものですから、市の考え方を教えていただきたいと思います。あとは、2ha以上の大規模未利用地を除外、ということなんですが、白地の開発が進んでいるなか、用途地域内の未利用地に積極的に誘導すべきところを、わざわざ除外するのはちょっとどういう考えなのかな、ということで質問させていただきます。

**事務局** 立地適正化計画の作成の手引きに従い、工業系の用途地域については除外するとしたところでございます。滑川市は、確かに準工業地域に、商店以外にも住宅が立ち並ぶところもあるのですが、手引きの考え方へ従って、ということ

で、こちらの工業系の地域については除外した、というところです。

2 ha 以上の大規模な未利用地というところで、いま現在そちらのほうには、農地が広がっている状態でございます。いま現在、この立地適正化計画で居住誘導区域を考えるならば、こちらにつきましては、除外させていただく、というふうに考えております。

**委員** 本来、そこに未利用地があるならば、積極的に誘導していかなくちゃいけないのかな、という思いで質問させていただきました。

居住誘導地域の 1 ha 当たりの人口密度について、個人的には非常に少ないのかなと感じておりますし、そこを目標何人くらい想定しておられるのか、わかられば教えていただきたい。

**事務局** 目標とする人口密度につきましては、まだ考えが詰めきれてないところでございます。

**委員** 居住誘導区域の設定の関係の一つに、公共交通、特にバス停については、これを根拠にするということは、このバス停或いはバス路線は、市としては、維持するというそういう意思表明でもあるという理解でよろしいでしょうか。もう一点、津波の警戒区域ですけれども、一部飛び地のような感じで描かれているところがあり、そこを最後、どのように説明するのかについて、説明いただけますでしょうか？

**事務局** 滑川市コミュニティバス「のる my car」については、いま現在、市内を網羅する形で、バス停が設定されておりまして、せめてバス停までは、高齢になつても歩いていこう、歩いていけるぐらいの健康寿命の延伸を図ろうと。あと、バスという公共交通手段による生活もありますので、「のる my car」については、当分は残していきたいというふうに考えています。

津波警戒区域の飛び地について、居住誘導区域の境界部分を細かく見る作業で、細かく見られていなかったので、もう一度確認の上、考えさせていただきたいというふうに思います。

**委員** 津波についてですが、どのような現象を想定しているのでしょうか。必ずしも海からやってくるだけの津波だけではなく、道路に沿って流れてくる、そんな津波もあると思います。この誘導区域図の資料を見ますと、あたかもここまで来るかのような感じもありますので、きちんと住民の方々に、説明できるのかなと思いました。

**委員** 漁港或いは道の駅付近がなぜ、津波の浸水想定エリアにもかかわらず、都市機能誘導区域のエリアに入っているのかという整理が必要だと思います。ここに観

光客を集客するのであれば、例えば「道の駅」や、ほたるいかミュージアムに、BCPを作成いただき、もし津波が来た場合の避難誘導方法などのソフト対策などが必要なのかなと思っています。あとタラソピアですが、残念ながら閉館になりましたけれども、その後の有効活用についてお考えがありますでしょうか？

**事務局** BCPの関係なんですけれども、具体的にいま提供できるものはございませんで、今後、説明を求められたときにどのように提示できるかということは考えていかないといけないと思っております。

**委員** 詳細な計画については本会議で議論する時間が無いのでお任せしますが、住民の方々から質問があった際に、ちゃんと説明していただければいいかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**事務局** いまほどのご指摘は、大事なテーマだと思います。実際問題として災害対策として、津波浸水区域にある場所である、ということで、この建物の高さソフトの面も含めた対策を、防災危機管理課のほうとも連携してやっていければ、というふうに思います。いま都市機能誘導区域に、少し津波浸水区域が漁港周辺に入っていますけれど、今後タラソピアの跡地も含めて、一帯を観光地として、再整備を検討しているところでございます。

**委員** 公民連携手法による、ほたるいかミュージアム周辺のベイエリアや滑川漁港周辺の整備検討と書いてありますけれど、先ほどから皆さん言っておられるように、誘導の拠点とすれば、実際にこういった整備計画を行うと、ハード的なもので、なにかその急に「津波警報が出ました、3分後に津波が来ます」、みたいなときに、垂直避難的なもので、観光客や地域住民の方々が安全に避難できるといったハード的な整備というのを検討しているのかどうかお聞きしたかったのですけれども。

**委員長** いまのご意見は、大変重要だというふうに思います。ここを整備していくという中で、津波災害に対応できるように考えるべき話になってきます。また、仰られたとおり3分で津波が来る、となつたときに、垂直避難なりが大事になつてきますので、検討したいというふうに思います。

**委員** この立地適正化計画っていうのは定めておいたほうがいろんなところでメリットがあるのかな、というふうに思っております。あること自体は、賛成なんですが、居住誘導区域、都市機能誘導区域と色々あるんですけども、あまり何かこういう理由で除外していく、要件を増やし過ぎると、それは説明がすごく大変になり、今後どうなるという話にもなると思います  
届出という手法や強制移住させるわけではない、という説明さえしていただ

ければ、国の補助金が前提としてあるのだとすれば、なるべく誘導区域といったものは、広くとっておいたほうが良いのかな、と思いました。

**事務局** これまで、居住誘導区域と都市機能誘導区域の設定に係る各種の案のほうは、提示をさせていただいておりました。いろんな意見もいただいて、バランスを整えてきつつあります。この策定委員会や、住民の方々との意見交換の中でも、私どももそういったお話を聞いて、新たな気付きみたいなものもありますので、またそれも含めて検討したいというふうに考えております。

**委 員** 実際、居住誘導区域のほうに移住してきて欲しいという考えなのであれば、実際ある程度の空き家がたくさん出てきていますし、そのへんの需給のマッチングの話もあると思います。立地適正化計画というのは、委員会としては正しいのかもしれませんけれど、実際に市民の方はというと、もう少し何かわかりやすく、ある程度スローガン的なことで良いと思うのですが、この先しっかりとやるのであれば、そういうふうにしていったほうが懸命だと思います。

**事務局** 住民の方々にもご説明申し上げるときには、こういった居住誘導区域などは設定しますが、これを設定したからといって、明日から直ぐにここに入ってきてください、ということではありません。20年間、それ以上の長い期間で、緩やかに居住誘導区域内に人を誘導していくというふうに、説明はしておりますので、この説明を繰り返していくことで、住民の方々にも理解していただけるのではないか、というふうに考えております。

**委 員** 狹あい道路の解消と言われれば、確かにそうだなと思います。現実的には旧町部のほうの都市計画道路の整備は進んでいない状況かなというふうに理解しています。やはり都市計画道路の整備を進めるのかどうか、というところを聞かせていただければと思います。

**事務局** 木造住宅が密集しているような、そういったところにかつて都市計画道路計画があったところを見直して空き家があれば、そういったものを取得した上で、公共用地として何とか再整備できないか、ということでイメージしています。着手できていない都市計画道路沿線で、寄付による種地とし、防災の観点からも、木造住宅の密集地にて道路整備をしていくことができないか、をイメージしているものでございます。

**委 員** いまの説明がよくわかるものでして、まさにそうだろうなと思いました、ただ表現として、防災のための道路整備を行うとか、広場にするかわからないんですけど、そういった表現のほうがよろしいかと感じました。

**委 員** 今後のスケジュールについてであります。いま10月ですから、住民の方々への説明の機会というのは、来年1月のパブリックコメントまで無いんですね。いまのこの状態で、立地適正化計画をいきなりパブリックコメントで完成版みたいな形でもっていくことが本当に住民への理解とするということで良いのかどうかという疑問もあって、できればこの間、どういった例かわかりませんが、市民の方々への周知というのも気を付けられるべきかな、と思いました。